

委任状をA【委任者】が全ての項目を自筆して下さい。※B【代理人】が記入するところはありません。
 委任者が記入できない場合はC 代筆者が委任状及び代筆証明書の全ての項目を自筆して下さい。
 A 委任者・B 代理人・C 代筆者は全て別の人です。

(あて先)十和田市長

委任状

住民票、戸籍証明、住所変更
マイナンバー手続き用

記入日：令和〇〇年〇〇月〇〇日

A【委任者】 (窓口に来ることができない本人)



住所 十和田市〇〇〇丁目〇番〇

氏名 十和田 花子

花子印

日中の連絡先 080 - 5678

私は、次の者を代理人として定め、下記事項の一切の権限を委任します。

B【代理人】 (頼まれて窓口に来るかた)

住所 十和田市大字〇〇字〇〇番地

氏名 十和田 さくら子

代理人の本人
マイナンバー

【委任内容】

● 該当する項目に☑をし、必要な証明書の通数を[]内に記入して下さい。

- 住民票の写し ⇒ 世帯全員[1 通]、世帯の一部[通]
- 住民票の除票の写し[通] (同一世帯員が代理で請求する場合も委任)

追加で記載したい項目はありますか。

- 世帯主氏名・続柄 マイナンバー(個人番号)※
- 本籍・筆頭者氏名 住民票コード※

※マイナンバー
委任者の住所

- 戸籍 ⇒ 謄本[通]、抄本[通]
- 除籍・改正原戸籍 ⇒ 謄本[通]、抄本[通]
- 戸籍附票・除附票 ⇒ 謄本[通]、抄本[通]

追加で記載したい項目はありますか。

- 本籍・筆頭者氏名 在外選挙登録地(海外居住者のみ)

- 身分証明書[通]
- その他() [通]
- 印鑑登録
- 住民異動の届出(転入、転居、転出等)
- マイナンバーに関する一切の手続き

〔記入日について〕

窓口での申請日と委任状の記入日は違う日でも差支えありません。

〔代理人の住所について〕

原則、代理人の住所を記入して下さい。

ただし、事業所の従業員が代理人になる場合は、この委任状に限り、事業所の所在地を記入しても構いません。その際は、住所の隣に事業所名も必ず記入して下さい。さらに、①～③の書類を持参してください。

① 保険証や社員証など、従業員であることが分かるもの。

② ①に所在地が記載されていない場合は、所在地と事業所名の両方が記載されているもの。(消印がある事業所宛て郵便物のコピー等)

③ 代理人の本人確認書類

〔補足〕 交付請求用紙・届出用紙(代理人が記入)は、原則通り代理人住所を記入していただきます。

本籍・筆頭者氏名を代理人が請求書に記入できるようにご準備ください。(窓口で分からない場合、交付できません)

委任者が記入できないときのみ記入

代筆証明書

C【代筆者】 (A・B 以外のかた) が記入してください

本人は下記理由により自署できない為、本人の意思を確認の

自署できない理由 認知症のため

代筆者住所 十和田市〇〇番町〇番〇

代筆者氏名 十和田 太郎

太郎印

〔自署できない理由について〕

委任者が委任状を作成できない理由を詳しく記入して下さい。

(例) 認知症のため、寝たきりのため、高齢で字が震えて書けないため

委任事項等に嘘や偽り等が発覚した場合は、刑法により罰せられる場合があります。